

1 処分を受けた税理士

氏 名： 濱口 楷士

登録番号： 第30223号

2 処分の内容

令和3年6月16日から1年3月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）

被処分者は、A税務署の執務室内で、自身が税務代理をしていたBの所得税等の調査を担当していた職員の顎を殴打し、全治1週間の怪我を負わせ、それにより、税理士の信用を失墜させた。